

重要

非常変災時の対応

新居浜市教育委員会
平成28年6月1日改訂

① 新居浜市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき		児童・生徒が〈学校〉にいるとき	
七時までに 	台風等接近時は家を出発しない。 新居浜市に〇〇警報が発表されました。 	今後の対応について保護者連絡 	
十一時までに 	【自宅待機】 	下校時刻等を変更して下校 	学校で待機(授業)
	警報解除 警報継続	時刻や方法の保護者連絡 	
午後以降	昼食後、登校 	臨時休業 	通常下校

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
 【臨時休業】	 【児童・生徒の引渡し】
学校から連絡があるまで【臨時休業】	
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等	
すべての安全確認後、学校から登校について連絡 	
児童・生徒の学校登校	